

令和6年度答申第1号

令和6年5月9日

諮問番号 令和5年度諮問第1号（令和6年3月15日諮問）

審査庁 香芝市長（処分庁 香芝市長）

事件名 市民税・県民税賦課決定事件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

理 由

第1 請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人に対し、令和4年12月8日付けてした令和4年度市民税・県民税賦課決定(通知番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇)を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、香芝市長(以下「市長」という。)が、審査請求人に対し、令和4年度市民税・県民税賦課決定(以下「本件処分」という。)をしたところ、審査請求人が、本件処分は違法又は不当であるとして、行政不服審査法に基づき、本件処分の取消しを求めるもの(以下「本件審査請求」という。)である。

2 前提事実等

- (1) 市長は、令和4年12月8日、審査請求人に対し「令和4年度 市民税・県民税の決定または変更通知書」(以下「本件通知書」という。)を同人の住所宛てに郵送して、本件処分をした。
- (2) 審査請求人は、令和5年7月31日、本件審査請求をした。
- (3) 行政不服審査法第18条第1項は「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月(…【省略】…)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

- (1) 本件審査請求は、行政不服審査法第18条第1項に定める適法な審査請求期間内にされたかどうか。
- (2) 本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)について

(審査請求人)

ア 市長が令和4年12月8日付けて審査請求人に郵送したとする本件通知書は審査請求人宅には到達していない。

イ 令和5年2月9日に本件処分に係る督促状を見たときに本件処分があったことを知った。

ウ 審査請求人は、本件通知書の再発行を市長に求め、令和5年7月25日に当該通知書の写しの交付を受けた。

(市長)

ア 本件通知書は、令和4年12月8日、普通郵便で審査請求人の住所に宛てて発送している。

イ 地方税法第20条第4項は、地方税の賦課決定通知書等の送達につき「通常到達

すべきであった時に送達があったものと推定する。」と規定していることから、本件通知書は遅くとも令和４年１２月１５日までに送達があったものと推定する。

ウ 本件通知書には不服申立てに係る教示文が記載されており、また審査請求人は令和５年２月９日に送達された督促状によって本件処分があったことを知ったとしている。

エ そうすると、本件審査請求は処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月を経過した日に行われているから不適法である。

(2) 争点(2)について

(審査請求人)

本件処分は、審査請求人が、市民税の扶養控除に係る香芝市税務課職員の誤った説明に基づいてした届出によるものであるから違法又は不当である。

(市長)

なし

第４ 当審査会の判断

まず、本件審査請求が行政不服審査法第１８条第１項に定める適法な審査請求期間内にされたかどうかについて検討する。

ア 審査請求人は、本件通知書は審査請求人宅に到達していないと主張する。

この点、総務部財務局税務課職員が、令和４年１２月５日に起案し、同日、総務部長が専決決裁した「市・県民税の賦課及び納付方法について」と題する行政文書には、本件処分をすること及び本件通知書を審査請求人の住所宛に郵送することが記録されており、また「後納郵便物等取扱票(お客様用)」と題する日本郵便株式会社の領収書が添付された同職員が令和４年１２月８日付けて作成した「料金後納郵便物差出票」に記録されている通数などに照らせば、市長の主張するとおり、本件通知書は遅くとも同年同月１５日頃に審査請求人の住所に到達したと考えるのが経験則上、自然かつ合理的である。この点、審査請求人は本件通知書の到達を否認するが、到達しなかったことがやむ

を得ないと考えられる具体的事情は主張していない。

イ 審査請求人は市長が令和5年2月9日に審査請求人に送付した督促状によって本件処分があったことを知ったとする。

ウ ところで、本件審査請求は、同年7月31日に行われているところ、前記アのとおり、本件通知書が審査請求人の住所に到達したと考えられる令和4年12月15日頃から起算すると既に7ヶ月あまりを経過しており、また、審査請求人が本件処分を知ったと主張する日の翌日から起算したとしても、すでに5ヶ月を経過している。

そうすると、本件審査請求は、審査請求人が本件処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過した日にされたものであると言わざるをえない。

なお、審査請求人は、行政不服審査法第18条第1項ただし書きに定める正当な理由について主張するところはない。

そうすると、その余の点について判断するまでもなく本件審査請求は不適法であり却下を免れない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

香芝市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 下村 敏博

委員 赤宗 桂一